

Title	絹織業に於ける生産形態の発展と賃労働の形成過程：特に典型としての桐生を中心として
Sub Title	The development of industrial organization and the formation of wage-labourer in silk industry
Author	野口, 祐
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1954
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.47, No.6 (1954. 6) ,p.624(38)- 649(63)
JaLC DOI	10.14991/001.19540600-0038
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19540600-0038

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

絹織業に於ける生産形態の發展と賃労働の形成過程

——特に典型としての桐生を中心として——

野 口 祐

第一章 桐生をめぐるマニユ論争の成果と問題點

(一) 古典的マニユ論争の再考察

先ず古典的なマニユ論争(「幕末生産段階論争」)を一般的に規定した後、問題を戦時中以後西洋經濟史學の攝取に依つて豊富にされ、多様化された上で再考察せられたマニユ論争の發展を再吟味することを通じて、問題領域を典型地域桐生にまで集約具體化して、深化究明しようと思ふものである。

日本の資本主義發達を初發に於いて規定するものを、外國資本主義(「西歐」)の壓力に求める見解に對して最初に疑義を表明したのは外ならぬ服部之總氏であるが、彼は此等の諸見解が資本主義發展の内部的要因を無視し、内部の基本的矛盾の發展を

外部的要因にすりかえる方法に對して新しい立場を提示した。他方服部氏は既成の見解が封建的小生産を以て幕末生産段階であることを示し、資本主義發展の未萌芽状態であると云うことを、決定的に批判し、幕末はまさに嚴密な意味に於けるマニユファクチュア時代、換言すればマニユが資本生産方法の支配的形態となつてゐる時代であると規定するに至つた。(維新史方法上の諸問題)

併も「嚴マニユ」とはマニユが資本生産方法の支配的形態となつてゐる時代のことであり、決して社會的生產の全範圍にわたつて侵入してゐる状態、段階を意味するものでない。

此の服部氏の見解に對して、土屋喬雄氏は自己獨特の生産段階——一、親方が徒弟の代りに、或いは徒弟と並んで雇傭労働を便役して經營せる手工業、二、問屋制的家内工業若しくは資本制家内労働、三、マニユファクチュアを指定し(改造一九三三年九月、徳川時代のマニユファクチュア)服部氏の見解はマニユファクチュアに對してのみ少しの實例をあげ他の二つの形態については、何等實證的説明がなされていまいと指摘する。

そしてマニユの實例をあげながらも此れが支配的であるにはあまりに家内工業的經營の多いのに驚かざるを得ないとし、積極的な段階規定を回避して居る。

これに對して服部氏は二つの視點から反批判を加えられた。第一は土屋氏の資本制的經營の三形態——三段階は自己の即ちレ——に依つて指摘された三段階と異り、資本制家内労働とマ

ニユが互に補足し合うものとして、經濟史上「工業に於ける資本主義の發展段階の同一の特定段階を現わしていることを理解せず、それ等を切り離してそれぞれ異なるつまり資本制家内労働を特定の歴史的段階とするのは誤りである」といふ點と、第二に「嚴マニユ」形成の歴史的條件として、全國的大市場の存在、賃労働を使用する大經營の事實、買占商業資本と密接に結びついた産業資本の發生、従つて又マニユと家内労働との廣汎なる結合の問題をあげ、土屋のあげる種々なる實例の中に第二の點が貫いて現れてゐることを示した。

此等古典的論争はその後も續けられたが、一方の服部氏が教條的に問題を提起し、教條的見地から直接的に現實に具體化するに反し、他方土屋氏は經驗的實證的に問題を示し、經驗的立場から積極的な立論に至らぬといふ缺點をもつてゐた。云わば兩者を統一的に發展させるといふ方向はまだ端緒的にしか表れていかなかつた。同時にこの論争の缺點を單的に指摘し戦後マニユの論争の成果の土臺となつた二つの見解をあげる事が出来る。その第一は服部氏の立場に立ち、我國のマニユは兩脚をもつて「アジア的に遅れた」封建的泥濘に立ち、かくして家内労働を廣汎に残存せしめざるを得なかつた。(幕末ギルドの特質に關する一考察改造一九三三年十月小林良正)

右のように指摘してゐるのはマニユと家内労働の結合の問題を、日本に於けるマニユと半封建的土地所有との特殊な關聯を明確ならしめたものとして重要な意義を有する。

絹織業に於ける生産形態の發展と賃労働の形成過程

第二に木村莊之助氏が服部氏に對して、幕末生産段階は服部氏の見解のように「嚴マニユ時代」たるよりは「マニユの初期の時代」と假定する方が正しいのであつて、この幕末嚴マニユ時代發端説の主張は、封建的小生産段階と嚴マニユ時代との中間に資本制生産の第一段階としての資本制小營業(單純なる協業に基く資本制生産)とこれに結合する資本制家内労働の段階が存在し、これは嚴マニユそのものとは區別されるべき一階段と規定する(日本小作制度論上卷木村莊之助)

(二) 桐生を回るマニユ論の展開と批判點

古典的論争に對する一批判として、小林良正氏の示されたようにマニユ論を日本に於ける半封建的土地所有と結合して展開することの重要性はその後、西洋經濟史學の吸收と同時に急速に躍進した。何故ならマニユが封建的生產機構の否定的要素であり、近代的生产機構の中樞的擔い手たるのは、一方に於いて農民層を分解せしめ、近代的生产機構の動力たる賃労働を創出すると同時に、他方に於いて近代的生产機構の根幹たる工場制度を展開せしめる母胎となるからである。従つて封建制崩壊過程に於ける土地所有制乃至農民層の存在形態は一國マニユファクチュアの性格を規定し、更にマニユの諸形態は産業革命を決定し、機械制大工場が存在條件を規定するものである。

この典型的論稿として大塚久雄氏の諸見解を指摘し得るであろう。彼はイギリス毛織物工業に於いて、自營農民「ヨーマン」を擔い手として發展した農村の織元が、漸次都市の間屋制資

本Ⅱ都市の織元を壓倒してゆく諸過程、つまり自主的マニユの發展が自主的産業革命に結びつき、先進資本主義國イギリスの基礎であることを明確ならしめた。併もこの根源は封建的土地所有制度の崩壊にもとづく自營農民の形成という基礎に依つて可能ならしめたことが重要である。

いわば此の觀點から桐生のマニユ形態を分析しようとした信夫氏以下の見解が存在するが、一應桐生のマニユ論の土臺をなすばかりでなく、同時に古典的論争の具體的資料として活用された大島五郎氏の見解を媒介點として、問題解明の出發點としよう。

(A) 大島五郎氏の場合

大島氏の「徳川時代桐生織物業の史的硏究」をその後の論争の展開と歸結を基軸にして、三つの視點から再構成するのが問題把握を明確ならしめるであろう。

先ず第一の視點として、前述したように小林氏の問題提起の重要な環である封建的土地所有との關聯、及びそれに基く農民層の分解を轉換點とする工業に於ける資本主義化の型の把握が注意せられる。

大島氏は封建時代に於ける染色業及び商品としての絹織物の特殊性として第一視點を先ず一般的に展開し、徳川中期を境として需要の増大、交通の發達は織物染色業を發達せしめ、其の結果一方に於ける農民窮乏化及び農村への商品貨幣經濟の侵蝕

は云え、矢張り間接的な關係Ⅱ租税關係、具體的には「御吉例之地」として年々絹を献上する現物税制度を通して、封建的被護を媒介としての織物業の展開をはかつたと云われている。

かくして桐生の織物業形成の擔い手を大島氏は如何に規定するか。第一視角から明確になつてはいないが、要約すれば三つの形態が指摘出来る。先ず第一は前代武士の殘存形態たる郷土地主があり、(前掲者二九八頁)機業發達に貢獻する所多かつた彦部五兵衛の如き其の例である。彼等は大きな機屋を經營した。

●第二は絹仲賣買、質屋、酒造家等の商人にして機屋を經營したものがあり、彼等の大部分は近江伊勢商人の土着してなつたものがあり、佐羽家の如きはその代表である。

最後に此等前二者の形成する仲間組織に加入していない、つまり仲間外の小生産者層が極めて多いことを天保六年の文書は示して居り、「其の負數不知計」と云つている。(前掲者三〇〇頁)

以上が第一視點から分析した結果であるが、大島氏の著しい缺陷は、封建的土地所有、農民層分解と織物業形成の結合(營業と農業の結合の具體的形態)の形態が不明であることである。特に重要な第三形態に於いて、従つて此の結合の分離の過程も明確でない。

次に第二視點として、桐生の徳川中期以來の經營形態とそこに雇傭される賃労働者の性格規定を通し、又産業資本と商業資

絹織業に於ける生産形態の發展と賃労働の形成過程

に依る副業の増加と、他方に於ては商業資本の集積の大きに依つて家内工業的形態に於て營まれるに及んだが、又或いは同一産業内の富裕なる生産者が自ら商人化して、經營困難なる小生産者に資金、原料、道具を前貸する事となる。従つて一般的には家内工業、或いは問屋制前貸制と稱せられる資本家的經營の前驅的形態であるが、生産力の増大を招來するためにはマニユの形態すら取られる場合がある。(前掲者二五一頁)

併しながらこの支配的な商業資本が、前貸的機能を營み、容易に進んで自ら織物業者となり、マニユ制となり完全なる資本家としての生産方法をとるに至らなかつたかは大島氏の場合、主として商品としての絹織物の特殊性、複雑性に求めていられる。換言すれば需要の性質が、多く趣味嗜好に支配せられ、従つてその進化が間斷なく行われ停止することを知らぬが如き複雑性乃至多様性を有する商品であるからである。

このような一般的考察(絹織物の場合)は桐生の場合にも適用せられる。天和二年に於ける桐生領は旗本諸士に分割せられ、次で安永八年十二月、出羽の酒井忠保、上州山田、勢多二郡に於て五千石を加増せられた。かくして桐生領石高一萬三千石の地は御領、旗本領及び國外諸侯の領地となつたのである。

かくの如く細分割せられた桐生に於ては、織物業は大藩に於ける如く、國産として特別の保護獎勵を受ける事は出来なかつた。従つて民業として、(他の米澤織と異り)商人主導の下に發展したと云い得る。併も封建權力の直接保護に依存しないと

本の絡み合い、そして家内労働との結合等の問題點から大島氏は桐生のマニユの存在の可否に對して如何に見通して居られたかが重點となる。

經營形態の前提として一應規模別構成を分析すると、大體一戸平均二十三臺強を所有することになり、弘化頃は一戸平均十臺であり、集中度の點から見ると山田郡下廣澤村に於いては六の織屋に1-4の機臺が占有せられて居たことになる。

經營形態は三つに分類し得る。(1)元織屋(Ⅱ織元)獨立に原料を入れて自家織場にて織り或いは下機屋賃機屋に委託加工せしめ、之を仲賣商に賣渡すもの、(2)下機屋(Ⅱ賃機)元機屋より、原料を借入れて製織し、之を元機屋に委託し賣渡してもらうもの、(3)賃機屋、元機屋より機具原料を前借し、製織を委託せられて織賃を所得とする。

以上のうち第一形態は問屋の形態を具備しているものと云え得る。下機屋殊に賃機屋にあつては、之は農副業的家内工業であるが、直接生産者たる彼等は即ち其の獨立性を喪失した事實上の賃労働者に過ぎぬわけであり、資本は明かに生産を自己に從屬せしめる。

このような經營の中に賃労働者の性格をもつ機屋奉公人が、人身賣買的人入稼業を通して、桐生領及び越後方面からの出稼奉公人が相當あつた。併も此等奉公人は弘化三年頃機屋一戸平均十臺より二十臺の所有者に使用せられていた。彼等の労働條件は例えば労働時間について見ると一労働日十六時間であ

り、剩餘價值率は倍以上に及び、一年の休日として三十日しか
なかつた。その上女子労働者や幼年工も相當見受けられた。
(前掲書三一頁) 其の上機屋奉公人と賃機制の何れが多かつ
たかと云うと、賃機制が絶體多數を占めていたようである。

この機屋奉公人は手工業の徒弟というよりは雇傭賃労働者の
色彩を多分に所有し、自由労働者と異なる所は年季的の雇傭契約
である封建的主従關係と結びつき、主人に對する忠實を要求せ
られて居り、機屋仲間規約にも現われている。(前掲書三一三
頁)

以上の産業資本の形成に基く桐生の織物經濟構造はマニユ的
形態をとつているが、此れが如何に商業資本と關連し結びつい
ていであるるか。大島氏は桐生の商業資本は製品の購入と絹
取引のみでなく、原料販賣生絲販賣をなし、時には掛賣などし
て原料を生産者に貸與した。此れは又高利貸的性格も有し手形
なども貸付けた。かくて商業資本より産業資本への轉化の萌芽
形態が見られるが、轉化が完全でない根據を主として商品とし
ての絹織物の特殊性に求めている。(前掲書三六七頁)

かくして絹織物商業資本も利潤追求上、生産過程を織屋に任
せ、又織屋自身も下機賃機に依存する事となる。従つて賃機が
廣汎なる家内労働の役割をはたすことになるわけである。

他方桐生に於いては買次商のみでなく、生産者の商人化も行
われ生産者中資力ある者は絲仲賣商或は絹買次商の手を經ずし
て前橋生絲市其の他に出場して、自家生産に必要以上の原料を

購入し、之を農村の小手工業者に貸付け、更に機臺をも貸付け
ていた。

第二視點の總合的見地から大島氏は桐生地方マニユ存在説を
取られているようである。勿論明確な形ではないが。(前掲書
三一四頁)

唯問題點はマニユ形態に於ける商業資本と産業資本との關聯
及び轉化阻止の點に關して、絹織物の特殊性に根據を求め、商
業資本の發展の程度は産業資本の程度に反比例することの重要
な命題を具體的に把握していないことである。

従つてこの結果賃労働者の色彩の奉公人の質的内實と賃機の
生産者(事實上の賃労働者)の状態の劣悪化をより掘り下げ
て研究せられていない。

他方桐生のマニユが一面に生産者起源のマニユの方向をとり
ながらも一般的には買占業者に依る作業場の創設と賃機という
家内労働の分配と云う商人起源のマニユの對立矛盾を明確に把
握しておらず並列的に究明している。

最後に西陣と桐生、桐生と足利の關連と對立を問題にするわ
けであるが、先ず前者は西陣から技術導入した結果、桐生の生
産増大し西陣の消費領域を侵す事となり、西陣はその對抗策と
して、桐生高機織禁止と他國織物爲登額の制限を設けるに至
つたが、經濟構造の進化にもとづく地方機業の發展系列の擔い
手を阻止することは不可能であつた。

併しながら桐生の隆盛期に桐生に全く支配され、農間の副業

として居坐機でもつて織り、桐生絹買手に手渡していた足利は高
機の桐生よりの移入と共に、生産力増大し、足利の機屋自身或
いは、足利買次商が之を纏めて桐生へ持行くが如き形式をすて
て、直接足利買次の手に依つて中央市場へ販賣するようになつ
た。かくして足利出市紛議をもたらすやうになつたが、大島氏
はこの原因を小資本の織屋が生産費騰貴と商品價格の下落に依
つて受けた當然の影響であつて、其の根本に於いて封建的獨占
が商業資本の増大に依つて蝕まれていた事を意味するとされて
いる。(前掲書二八〇頁)

そこで新興勢力に對する阻止策として、桐生買次商の足利出
市禁止と外村の高機禁止の二ヶ條を決定したが、前者に對して
は織屋仲間議定書が締結せられたが商業資本の故反故にさ
れた。同時に桐生織屋仲間の機株取極並に貸株は足利の反對と
桐生買次商の反對にあつた。

大島氏は兩者の關連から對立への變化過程を單に封建的獨占
に對する商業資本の展開と第二視角と矛盾する一面的強調をし
ておられるが、問題の所在はむしろ桐生内部の矛盾のみでな
く、桐生仲間が足利の新しい初期マニユの形成發展に對して封
建權力に依存し、廣汎に存在する小營業の事實上の賃労働化に
よつて、維持存続せしめんとしたのではないか、この點の掘り
下げは後で詳論するであらう。

總括的に大島氏の成果は桐生織物業を多面的に廣い視野から
資料を驅つて説明せられているが、重要な缺點は一つ一つ指摘

絹織業に於ける生産形態の發展と賃労働の形成過程

したが、三つの分析視角を通じて、農業と營業の結合の具體的
態様が不明確であり、體系的系統的に把握されていない點であ
る。次に第一視點の缺點を是正する方法を示したが、深く半封
建制の近代的進化の足跡を示していない信夫氏の見解をあげよ
う。

(B) 信夫清三郎氏の場合

信夫氏は先ず封建的な徳川時代、「米遣ひの經濟」を維持し
ようとする幕府の意圖にもかかわらず、封建的な生産機構を否
定しようとする近代的な生産機構の萌芽が現れていることをマ
ニユの例をとつて説明しようとした。即ちマニユは一般的には
農民層の分解に依る賃労働を創出するとともに他方近代的生産
機構の根幹たる工場制度を展開せしめる。従つてマニユ發展の
特殊性は産業革命の特性を規定し、それを土臺とする近代的生
産機構の特殊性を刻印する。このような一般の觀點から先づ英
國の毛織物業におけるマニユと桐生のそれを對比しようとし
た。

大島氏の見解分析の第一視點としてあげた土地所有との關係
及び農民層分解との連關が彼の場合極めて不十分にしか取り上
げられていない點を指摘したが、信夫氏は此の點大塚久雄氏の
英國産業史分析に於ける農民の存在形態の意義の重大性を良く
把握され、桐生織物業の歴史的條件として焦點を据え置かれて
いる。

即ち桐生織物業は二つの要因に依つて促進され展開されたことである。その一は桐生織物業が農村を母胎として展開されたことであり、その二は桐生織物業の母胎となつた農村に金納化が實施されたことである。(近代日本産業史序説五頁)

具體的には「桐生地方史」に指摘されているように「耕法突法不宣、夫食其外諸品買上の地にて、全く織物の餘徳を以て營み居り、桐生織物業が農業の暇に行われた副業として發達して來たことは重要である。同時に特權的な西陣に對比して、桐生の非ギルド的農村の性質が西陣を凌駕する原動力となり、又後年新興足利の發展に對してギルド的特權の都市に轉化されようとするわけである。

他方旗絹上納の金納化は二つの意味で織物業發達を促進させるに大きな役割をはたした。その一つは「諸役御免被仰付」に依るようその負擔に依つて、他の一切の賦役を免除せしめた。他の一つはこの金納化のため貨幣を取得する必要上、絹市の發達を促し従つて桐生織物業の商品化を擴大したと云え得るであろう。此等歴史的諸條件を基底にして、桐生織物業が幕末如何なる生産段階にあり、特質を持つていたかが次の問題である。信夫氏は工業に於ける發達が小商品生産、マニユファクチュア〔問屋制家内工業〕工場工業の諸段階を推轉して來たことを示し、桐生の場合、農村の内部で養蠶、製絲、製織の三工程が結合した桐生織物業は天保年間小商品生産の段階にあつたと云われている。

併もその過程にあつて、「國賣」なる行商的方法で地方的需要を喚起し充足している「絹買」はやがて絹市を成立せしめ、此等商業資本の移動に依る市場の擴大は、すでに擴大された市場に應じ得るための生産のマニユ化を導いていた。(前掲書近代日本産業史序説)

天保六年の文書に依れば桐生にはすでにマニユが廣汎に展開され、第一に養蠶、製絲、製織の三工程がそれぞれ分化されて社會的分業を形成しつつあり、第二に製織工程において賃労働に基く分業と協業が行われて居り、第三には農業部面に雇農の使用が行われていた。

より具體的に機屋に於ける賃労働にもつた分業と協業の形態が存在して居り、併も生産の基軸は機屋の作業場で行われたにしても、一般的には周邊の家内工業を外業部として利用した。その經營規模は天保、弘化年間には經營二百六十に機臺千五百になつており、一經營當りの平均機臺數は六臺ほどであつた。他方機屋奉公人の方は寶曆の頃で總計七百人ばかり、内部は上織二百人、中織二百並織百人、紋引二百人となつて居る。又技術構成の發展から見ると高機の移入(西陣から元文三年移入)は生産力の増大をもたらした、撚絲工程に於ける水力八丁車の發明は水力を利用して回轉したから、マニユ技術の最高段階を示していたと考えられる。(前掲書一八頁)

以上の一般的展望を通して次にマニユの經濟構造の分析にうつると信夫氏は桐生織物業は截然と二つに分れる。一は豪農の

いとむ機屋であり、他は一般農民が營む機屋である。

先ず前者の場合を見ると、豪農の經營するマニユに依つて、桐生織物業が導かれた。此等の機屋が「織元」として小商品生産者を問屋制的に支配した。この場合他方において「豪農」たり名主、里正たる性格をもつていた事實は、そうした問屋制的な支配關係を必然的に「農奴」に對する領主的支配とからみ合わしめなければならなかつた。此處に於いて小商品生産者は二重の意味で支配されることである。即ち一方では事實上の賃労働者として織元マニユのための外業部となり、資本に従屬すると共に、他方農奴制のもとにおける生計補充的な家内工業者として農奴制の支配をもうけるに至つたのである。

後者の場合「農民の織工」即ち一般農民が營む機屋の經營は如何なる形態をなしていたであろうか、基本的には彼等に對する前期的資本の壓倒的支配である。一面に於ける原料絲商の支配(前者のやうに領主的支配とのかみ合い)と他面に於ける買次商の支配(前貸制度を運用しつつ生産過程を把握していつたことが明かになつて居る。同時にこの支配關係は買次商の領主支配と結合して生じて居り、具體的には絹買の大部分は所謂郷土か江洲、伊勢商人の來つて前記特權階級と縁戚になつたものである。

前述の桐生のマニユの歴史的特質を英國の毛織物業に於けるマニユの發展形態と對比すると次の如く規定し得る。イギリスの場合獨立自營のヨーマンリーを母胎とする農村の織元(マニユ

ユニ産業資本)が次第に都市の織元を排除することに依つて展開されたが、桐生の場合豪農の織元(マニユ)が領主的並びに問屋制支配と密接にからみ合うことに依つて展開されたのであつて、ここではマニユが次第に問屋制度の中に分解するといふ傾向さえ生じた。

この相異の決定的要因は、英國に於ける封建的土地所有の早期的崩壊と獨立自營農の成立、日本に於ける封建的土地所有の支配的存続と獨立自營農の欠除という所に根元をもち、従つて桐生に於ける豪農の織元の決定的優越と、商業資本の壓倒的優位とは「豪農の織元」に依るマニユを一應展開せしめながら、一方に於ける「農民の織工」に依るマニユの自生的な生成發展を阻止し、他方に於ける豪農の織元の一部から工場工業を創出しせしめたが、その大部分を次第に問屋制度のなかに分解せしめ、従つて桐生における工場工業の展開は問屋制資本が主導的に産業資本に轉化するという方法に依つて行われた。

信夫氏にあつては、大島氏の著しく不明確であつた土地所有とマニユ形成の關連が或る程度明かにされているが、豪農と領主を一體的にとらえ豪農の封建社會内部にもつ二面性と領主との相對的矛盾が全然明かでない、その上農民の織工と並列的に取扱つて居るばかりでなく、後者の具體的形態と前者との矛盾と、領主層に對しては豪農の織元との一時的連繫をより掘り上げて説明する必要があるばかりでなく、マニユの構造自體の技術的形態に幻惑されてはならないであらう。

同時に足利との對立抗争にふれられていないのは、大島氏の成果に大きな成果をもたせる意義があり、此の問題は今後農業構造と相互に密接な関連をもつ生産段階の嚴密な規定を決定する鍵を提供するものである。

○ 堀江英一氏の場合

堀江氏は古典的マニユ論争を集約して次の四點について深化の要のあることを力説せられている。

即ち服部、土屋氏は先ずマニユ成立のための外國市場の必要と必要について論據を問題にせられており、これから幕末の發展段階を前者は嚴マニユと規定し後者は間屋制工業として考へていた。以上の二點は單に經濟的基礎過程のみでなく、明治維新の性格を決定するすぐれて政治的なものである。併しながらマニユ論争はややもすればそれ自體に止まり、他方に於いて展開されていた「農村問題論争」と分離して行われていた。従つて服部氏の如きは農村近代化の否定と嚴マニユ時代の肯定が並列され、他方土屋氏は農村の近代化の肯定とマニユが等置されるという矛盾が行われていた。重要なことは兩者の基本的連繫の核を深く把握することである。

以上の問題點に立つて堀江氏は二つの分析視角から問題を掘り下げようとした。その一は生産構造の問題であり、その二は市場構造の問題に外ならない。前者が資本的、技術的二側面から追求されると同様に、後者は都市市場と農村市場という二面

から把握せられる。

生ず後者から即ち堀江氏のいう分散マニユ(間屋制家内工業)形成の條件としての市場構造を問題にすると、此の市場範圍は二つの面があることは既述の通りである。その一面は武士階級の貢租米の追加分と新地主の現物地代即ち主として都市市場から來るものであり、他の面は農奴階級における社會的分化を源泉とする農村購買力を中心とする農村市場である。この農村市場の展開は、地方機業の發生を促し、農村副業的絹織業が各所に起るに至つた。同時に衣料自給生産の解體をうながし、絹業における社會的分化を促した。地方機業の場合生絲生産と機業は近世中期に至るまで強く結合されていたが中期以後は分化せられた。具體的に桐生の場合天保年間兩者の分離は明確化しており、足利の場合は文化年間には生絲や絹織の生産は機業から分化した。(近代産業史研究二三頁)

此の社會的分化は地域的分化にまで達し特に兩毛地方では生絲生産は大間々、厩橋、前橋、西上洲に集中し、機業は桐生足利に集中した。

以上の市場が如何なる形で展開し、どのような制約を有しているかが次の問題となる。即ち近世絹織物業の展開列は西陣↓丹後↓桐生↓長濱↓岐阜↓足利↓伊勢崎↓八王子↓秩父、という時間系列をもつており、此の事は他方農村市場の擴大發展を示すものに外ならないのである。いわば此等發展過程の中にあつて、西陣と地方機業の對立が種々な形をとつて表れるが、農

村市場は地方機業に充分な市場を提共することが出來ず、従つて西陣機業の方向に都市市場の方向に逆行して行つた。桐生に典型的に見られる西陣化は特權化の中にあつて、足利は絹織交織物及び綿織物を基調として進出し、桐生と足利との對立が丁度西陣と桐生の對立のような形をとつて表れた。此れは足機機業が農村市場により多く基礎をおいていることに外ならない。

併も此の農村市場は著しい制約をもっているのは農奴が商品經濟から排除され、米作をして商品生産に專業化することは出來ない結果、社會的地域的分化は制約せられ、農奴階級は副業的商品生産におもむく程窮乏化したのである。

次に分析視角の第一の問題を形成する生産構造の問題であるが、その一側面である資本的側面から究明しよう。ここでは小營業者の事實上の賃労働化という特異な階級分化が明確になるのである。先ず先染絹織業としての桐生の生産構造は三つのカテゴリーの機屋が存在していた。即ちマニユの生産形態と小營業の獨立の機屋と事實上の賃労働者(下機と賃機)である。そして機元又は元機屋は一方では内機に於いてはそれぞれのカタゴリーの生産者としてあらわれ、他方出機に於いては間屋として「事實上の賃労働者」を隷屬せしめる事實上の生産者としてすらあらわれる所にある。

併も他面分散マニユ形成における技術的側面については、間屋制家内工業のもとに於ける分業と協業とに關する四つの形態

絹織業に於ける生産形態の發展と賃労働の形成過程

を析出することが出来る。

第一の形態は堅染紡績、染色、機拵、製織という生産行程の一切を自家作業場で行う織元、第二は自己の作業場で製織工程又はそのほかの二三の工程を行い他は賃仕事に出す織元、第三は自己の作業場で製織工程又はそのほかの二三の工程を行うとともに、賃機まれには下機をして製織せしめ、さらに他の部分工程をその專業者に賃仕事に出す織元、第四にすでに生産工程にそれぞれの部分工程專業者に出し、全く作業場をもたない織元等があるが織元は部分工業專業者を隷屬せしめることに依つて分化された生産工程の經濟的技術的統一者になつていたのである。(前掲書四五頁)

このような分散マニユの形成の基礎は云うまでもなく、自由な賃労働の創出過程を停滞させ、事實上の賃労働者を廣汎に普及させた近世中期以降における農村の階級分化の性格——つまり武士階級の貢租米が喰ひ残した必要生産物の一部を新地主が現物地代として徴收し、従つて土地を喪失した農民は追放される所か小作人として土地により強く結びつけられ、この窮乏した小作人は必然的に生計補充的農村副業としての事實上の賃労働者に根據をもつものである。

此等の見解は既成古典的マニユ論争に對して新しい見地を提供するものであつた。とりわけ二つの分析視角と分散マニユ形成の基礎究明について。特に市場形成の觀點から生産構造把握を試みた點は高く評價せられなければならない。併し、生産構

造の二つの側面が機械的に分離された上に資本の側面に於いて三つのカテゴリーが並列的にあつかわれ問題の主要なものとして要でないものとの區別と關連が明確でない。他方技術的側面は生産行程を自家作業場であつかうか否かに四つの形態の差異がおかれているが、分業と協業の關係をより具體的に把握し、此等を資本がどのようにとらえるかが問題となろう。

次に足利との對立をめぐつて桐生の特權化、西陣化としていゝるが單に桐生と西陣を等置し得ないものがありはしないか、この點についての信夫氏の桐生の規定農村の性格に對する西陣の都市的性格の問題が深化される必要があると云えよう。

だが堀江氏の見解は後の再論についてより多面的視角から吟味し、發展させ得る必要がある。

① 藤田五郎氏の批判的見地

此處で藤田氏の見解を取り上げるのは、桐生を直接對象としてはいない所論の中に今後桐生分析の場合重要な指示を受ける點があり、その上信夫、堀江氏に對する批判的見解（此の場合桐生の問題が主たる對象になつてゐる）が展開されているからである。

藤田氏は先ず「日本近代産業の生成」に於いて東北の製絲マニユを近代産業生成の研究對象にせられ、究明されているが最初問題點を第一にマニユの生産形態に向けられ、生産形態を技術行程と經濟行程の統一として把握している。そして具體的に

揚返工場の實例から、其處に於ける技術行程はマニユの特徴を有しているが、經濟關係としては家計補充的賃労働者であり、その實態はオヤカタ、ユカタの關係が近世社會關係的に變容されたものであり、一方に於ける事實上の賃労働者は農家の婦女子家内労働力であり、他方揚返場經營者はもとの絲間屋である。従つて西歐のマニユと東北のマニユとの決定的相異は經營者と賃労働者の存在様式の相異であり、それは基礎には舊社會に於ける農民層の存在形態の構造的差異に依るものである。要約するなら揚返場のみならず上州高崎のマニユ及び秋田木綿のマニユは技術行程に關しては西歐のマニユと本質的に異なる所はないが、經濟行程に關しては後者と著しく異なるものである。即ち兩者の統一の把握を主張しておられるのは高い意義をもつと云えるだろう。

第二に日本の農民側の農村工業をはじめたのは如何なる階級か又どのような生活構造を展開しているかと設問し、新地主的前期資本家的なものでないかと云い、此れは間屋制度へ解消して行く方向をもつてゐることを明かにする。換言するならば、日本の農民工業は二つの系統をもち、一は豪農中心に展開されるものであり、他は商業資本家的な間屋中心のものである。

併しながら下部構造には前代的共同體的な關係が深く連繫し、マニユ形態が商業資本家に依つて展開され、大商業資本が生産を支配している典型が見られるが、「オヤカタ」の變化した商業資本と大きな商業資本は相對的に對立するが後者を突き

破つて發展し得ない所に日本の特殊性が存在するわけである。このような前提に立つて藤田氏は信夫氏と堀江氏に對して桐生織物業をめぐつて批判的である。信夫氏に對しての批判の第一は桐生織物業を西歐的農村工業として把握するのが正しいことかどうか、むしろ本質的には、即ち豪農の織元、名主、里正であつた故西歐的意味に於ける都市工業ではないかと指摘し、若し西歐的意味における農村工業的であつたとするなら、それが何故に領主的間屋制支配の中に分解して行かねばならなかつたかという理由が明かにされねばならぬと云われている。

他方堀江氏に對しては、先ず分散マニユに對して支配的でなかつた、例外的な存在に過ぎなかつたマニユの關連はどうか、従つてこのマニユの生産形態の本質と發展を見極めねばならぬ。藤田氏はこの例外的存在としてのマニユは豪農マニユでなかつたかと云い、若し西歐農村工業的マニユとするなら分散マニユとの關連及び信夫氏への疑問のように何故間屋制に解消したかの問題が残るわけである。

日本の場合は一方に於ける農業の封建的關係と間屋制家内工業マニユと結びつき、他方後者が農業の近代萌芽を形成すると云う統一的關係にあり、此等を基底にして生産段階的には小工業の段階恐らくは豪農間屋的「初期マニユ段階」を経て、幕末維新期の豪農間屋マニユ段階を創出したもので資本的側面に關しては商業資本の産業資本への形式的轉化であり、労働力の面に關しては事實上の賃労働者への形成を統一した形態をと

絹織業に於ける生産形態の發展と賃労働の形成過程

つてゐる。

藤田氏の既成分散マニユ論に對して豪農マニユをクロゾアツプさせ、この形態を實證的に探究された點は今迄の抽象論議に新しい分野を開拓したと云つても過言でない。同時に後述の「封建社會の展開過程」に至る迄一貫した主張の導きの糸であつた。勿論段階規定は後著で是正はしたが。

併し豪農を間屋制への解消という「後ろむき」の側面でのみとらえた結果、領主との連繫という信夫の見解と同一になり、しかも彼とは反對に西歐的都市的工業でないかと主張する。従つて豪農のもつ他面的前進的役割が消滅してしまふ。

同時に商業資本と産業資本の發展の反比例の法則を無視し大塚史學流の商業資本の産業資本への形式的轉化が中心となる。最後に藤田氏の最大の缺陷は豪農マニユと農民的工業の擔い手に眼を奪れたため、豪農マニユに於ける賃労働者の形成と兩者の分解の形態が明かにされていないことである。

併しながら藤田氏は續く「近世封建社會の構造」に於いて前著と異り、徳川幕藩體制下の近代的進化の問題を取り上げ、單純商品生産の廣汎な展開を通して、ブルジョワ的生產の明瞭な萌芽たる小商品生産の成立の把握をし、以上を基礎にして小商品生産の歴史的社會的性格、發展の方向を明確化された。

先ず近代化の動力は中世的名主、初期本百姓をして最初に一般的小商品生産者たらしめ、そして中世的作子の新本百姓化の過程にあつて、作子から分出した近世的下人労働を初期本百姓

が使用したわけである。かように初期本百姓を一個の獨立自營農として幕藩體制に依つて強制的に生み落とすと同時に、他方これに對して無税や作子への負擔轉化という形で領主層と妥協、保護の兩面をもつ特權的獨立自營農民であつた。

此等を根柢にして藤田氏は小商品生産者の四つの形態を指摘する。第一は特權的佐類型「小商品生産者」であり、第二は佐藤家型で、この佐藤家は寛政十二年絹織物機臺七挺を建て、機織職人を給金を出して召し抱え、いわゆる絹織マニユの設立を試みた。その他天明、寛政頃、絹絲、眞綿問屋として又米問屋として相當大がかりな市場に結びついてたことが明かである。又高百石の本百姓、大略九町前後の大土地經營者であり自營地四町六段前後、下人雇傭明かになつてゐる。同時に酒造業も經營してゐたため、近在周邊も明かになつてゐる、同時に酒造業も經營してゐるため、近在周邊の農家より米を買い集めていた記録も見せてゐる。

そして享保段階まで村役人たることを極力避けていた所の比較的進歩的生產力的「商品生産者」ではなかつたか、そして寛政十二年「機織マニユ」を計畫した源太衛時代領主の世界に滑り込み幕末においては進んで村名主となつた。

第三、小千谷型「小商品生産」

この小千谷村の縮織物の生産構造は「豪農」を頂點とするその全形態のうち「小商品生産」又は單純なる「獨立」農民的小經營者としての本百姓を含みつつ構成されてゐた。

前者に對して藤田氏は豪農を一面「前むき」に把握されていながら、本質的にはやはり「後むき」の上昇轉化的發展を前面に強く押し出している。此處に於いてはすべての小商品生産を皆上昇發展にぬりつぶし、豪農のまさに過大評價主觀的「評價」に落入つてはいないか。

問題は上昇轉化的豪農と、小商品生産者層のより廣汎な分解の實態こそがより重要な鍵をなすものである。

「封建社會の展開過程」に於いて藤田氏が豪農マニユ段階説を放棄しながらなお豪農に執着せざるを得なかつた根源は何處にあるのであろうか、それは外ならず日本型ヨーロッパの集中的模索の結果、封建社會内部の基本的矛盾の經濟的基盤を客觀的に把握し得なかつたと云え得るのであろう。問題は桐生に於ける形態との相異を通してマニユ論争の基本的方向の把握が本稿の課題である。

(四) 堀江氏の再論の吟味

堀江氏は「封建社會に於ける資本の存在形態」「日本のマニユ問題」に於いて次の點を説明した。

第一、古典的マニユ論争は三つの論點をもつてゐる。即ち經濟的發展段階の問題、外國市場の條件、明治維新をめぐる展開され、その後生成した「分散マニユ」は商人「問屋」に支配される資本家的家内労働多い結果生れたもので、寄生地主對小作人に對應する問屋對資本家的家内労働を置いたもので、この論

絹織業に於ける生産形態の發展と賃労働の形成過程

小千谷村の百姓はその耕地を隣領の興板領十五カ村三百五十人の農民に小作させていたことは、彼等が事實上農業經營を離れて専ら縮織生産に従事していたのでないかと想像され、他方彼等は本百姓であり、所定の貢租の擔當責任者である。そのため前述の方法がとられ、そういう形で農工分離が行われたことは特徴的な事實である。このように農村工業における「小商品生産」の形成發展について、それがその後自生型のすぐれて革命的進歩的マニユ本來の産業資本への道に向わないで、まさにその過程において「上昇轉化」し、この形において近代の進化をとげるということは、この小千谷村においてもその後の幕末織物工業形態における問屋制工業（豪農マニユ）がこれを明かに示して呉れる。

第四舊作子型「小商品生産者」は数が少い上にやはり封建社會に對する革命的な進歩性はいつの間にかすりかえられてしまつてゐる。かくて最後に豪農マニユの歴史的地位は如何に規定し得るであらうか、日本の場合小商品生産者とその必然的な、推轉のコースを外れて商人資本の轉化コースに合流すること「上昇轉化的發展をとげると考え得る。以上の世界史の基本法則から、日本の場合正常的推轉コースを取り得ないで、再び三度轉化のコースへ正常的な、推轉のコースが切り換えられる。従つて幕末の生産段階は小營業段階に對して豪農マニユ段階と規定し得るものである。

據は再考察する必要がある。その結果第二に堀江氏は資本主義的發展段階を精密に考察し、小營業段階には二つの分化が見られることを明かにした。第一は小營業者が漸次自己の作業場を擴大して、この方向が初期マニユに生長するものである。

第二には窮乏した小營業農民は商業資本に從屬するに至るコースあり「資本家的家内労働」。この小營業が孕む二つの方向の資本主義的分化は多くの場合、富裕な農民が一方で作業場をもち、他方で商人として働くこと云うように結合してゐるのであるが、對立的鬭争的な性質のものである。

以上を具體的に絹織業について分析するなら、享保以降における小營業段階の滑り込みは二つの農村の變化と結合してゐる。一つは農民經濟の商品經濟化であり、地域的、社會的分業の擴大が現れる。他方農民層の分解はイギリスの場合ヨーロッパが資本家的借地人と農業労働者に分解したが、日本の場合寄生地主と小作人に分解しそれに對應する形で商業資本と事實上の賃労働者が形成展開されたものである。

以上を前提として桐生に於ける小營業の階級分化を明かにすると次のようになる。即ち十臺前後十人以上の職工を雇傭するマニユ、恐らくは單純協業に立脚する初期マニユがあらわれた。他方資本家的家内労働は相當普及してゐることが云える。その他桐生には賃機と異つて、織元や絲屋から原絲を借り、これを準備業者に委託加工させ自ら織り上げて、その織物でもつて原絲代金を返済する下機があつた。

以上の二つの分化形態の外獨立營業の廣汎な殘存が看過されていたわけである。天保八年織屋仲間に所屬するものが六一六一六七名、翌九年の機臺数が千五百機あつた。此の百姓機屋の獨立性を示す證據は市場取引に現れている。

併しながらこの獨立小營業の廣汎な存在は、農民層の分解が寄生地主—小作人に變化するという前提が一應阻止されているわけであるが、天保以來の商業資本の百姓機屋支配が進行するのはこの前提が事實上發展していることを示すものであると同時に、それに照應して小營業内部に孕んでいる二方向—初期マニユと賃機—をもっているものであつた。

これ等三つの形態を基盤にして桐生の買繼商は江戸の十組問屋に對抗するに至り、その結果十組問屋のギルド的特權は地方商人に依つて實質上打ち破られた。ところでこの地方商人の闘争力の秘密は小營業農民にあつたことは周知の事實である。併し此處で重要なことは桐生の買繼商は二種類あり、近江商人系と豪農と結びついた「國賣」があつたことであり、堀江氏の指摘される一般的買繼を二つの形態に差別し、小營業農民と結合したのは後者にあつたことを明確化する必要がある。

さて、嚴マニユ段階に於いて絹織業は如何なる變轉を辿つたであろうか、官廳統計に依れば明治二十年—二十四年には輸出價格が輸入價格を凌駕した時であり、これに依つて絹織業がほぼ明治二十年を境にして新しい時代「嚴マニユ時代」に這入つたことがわかるわけである。その前提として我國が嚴マニユに

我が國では上からの資本主義が、従つて絶體主義が、下からの資本主義を、従つてブルジョワジーに依るブルジョワ革命を抑壓してしまふ必然性が此處にあると云われる。

堀江氏の結論から導き出されるものは、第一に資本主義の經濟段階の繼起的發展を歪曲し、二重段階滑り込みを主張するに至るのである。他方小營業農民に支持された豪農—買繼商は、そのような形でギルド的特權を打破した限りに於いて下からの資本主義を主張し得るが、後者が天保以降分解するに従い、豪農—買繼商はその一面の前進的役割を失い、保守的後むきの役割をはたし、絶體主義形成の基礎になるものである。

併し重要な點は堀江氏は小營業農民—百姓機屋の幕末の量的比重とその政治役割のみ見てその分解を究明されなかつた。従つて我國の場合、小營業の二分化は農民層の分解との關連に於いて豪農の初期マニユ化と百姓機屋の賃機化といふ特異の形態をもつものである。

總結的に云えば藤田氏の豪農マニユの過大評價に對して、百姓機屋の一面的把握が問題の根源であらう。

第二章 桐生に於ける生産形態の發展

桐生に於いては天正年間市場が開設されたが、これは藤田氏の分析の通り、初期本百姓と新本百姓の成立に依る地方市場の展開にうながされた結果であらう。

かくて正保三年絹物納が代永即金納に代つた事は、徳川幕藩

絹織業に於ける生産形態の發展と賃労働の形成過程

這入つた時はすでに先進國は機械制大産業時代に這入つていたわけであり、他の一つは我國においても機業地に依つては生産形態がかなり異つており、西陣桐生のような内地向絹織業では明治二十年になつても資本家的マニユの發展は微弱であり、福井、石川は一時に開花する。

桐生に於いては明治十年には變革の嵐が吹きすさび、一方には資本家的マニユ及び資本家的家内労働が躍進し、他方では洋式技術が根を下した。典型的資本家マニユは成愛社（明治十三年十二月創立）と縮緬機業會社（明治十五年四月創立）である。

他方この頃から資本家的家内労働としての賃機が廣汎な普及を始めたが、これは農村の階級分化及び大衆織物生産と關連がある。かくて明治二十八年に下機、賃機は三、一八戸に達し、三十七八年には賃機だけでも二萬戸に及んだ。工場は全體に對し、戸數で一%、機臺數で一〇%、織工數で一〇%であるに對して、賃機數はそれぞれ八七%、七五%、七八%を占めていた。

かくて結論的に云えば明治二十年代に成立する絹織業の「嚴マニユ時代」が機械制産業時代への推轉は多くの産業部門下からの資本主義に妥當するであらう。

他方絶體主義天皇政府は都市、貴族、政商と結託して、これを機械制大産業資本に轉化しようとする努力をしつづけた。そしてこれ等の努力は明治二十年代實を結び、機械制大産業時代に這入る。つまり二重段階滑り込みが實現するわけである。

體制が確立し、單純商品生産が開始されたことを示すものである。當時の御吉例御旗絹として年々上納したる數量は總計二千四百拾疋、類別すれば中絹二千疋下絹四百拾疋である。この數量は最初上納當時の機具一臺に付一疋宛とのことであれば、この數量は即ち桐生領五十四カ村の機臺數に外ならない。換言すれば二千四百拾臺の機臺があつたことになる。

他方この當時を裏附ける資料として桐生領村別絹永、桑永百分比表を分析すると、織物の産出割合と桑の樹數高との割合を比較するとバランスがとれていない。この事實は機織物の原料である生絲を自家の手で繰るものでないことが知られると同時に織物も漸く商品化したことが知られるのである。即ち市場構造の變化に伴う商品生産の發展が示され、社會的分業が開花しつつあることを明確ならしめるものである。（註桐生織物史上七五頁）

併しながらその後元祿—享保期には桐生市の西約二里の地にある大間々絹市が繁昌し（原因は生絲の産出地、交通の足尾銅山との）、上州地方絲絹の集散地となつた。そして桐生地方の絹買は多く此處に集り、爲登師（買送人買次問）のみならず國賣の大部分も來るばかりでなく、又絹買（生産者）の六、七割は桐生及其の近在の人々であつた。

これに對して桐生絹市立替（市日改正）に依る桐生絹市振興策が元祿十五年、桐生の絹買新居藤右衛門が買次商玉上甚兵衛と謀つて、衆望を擔い他の村々との交渉を遂げ一切の準備工作

をして享保十六年桐生絹市立替の事を終つたのである。この變化の背景は何に依るものであろうか。指導者としての前記藤右衛門の社會經濟的基礎を分析すると、先祖は桐生領由良氏の臣で、當時桐生新町六丁目に住し絹買次と酒造を業とした有力者のみでなく、玉上氏と同じ肝煎役をつとめた社會的系譜を有し、村々の絹買をも統一したことは當時の小商品生産者の前進的役割を明確に物語るものである。

地域の市場の確立と對應して京都江戸との全國的市場が開拓されたが、「桐生の絹京都に爲」登始は下新田、森田利右衛門今泉岩崎彌一右衛門、京都問屋は高倉通岐、早屋嘉右衛門とあり、前者は下新田村の草分百姓であり、後者は岩崎民部と云い桐生氏の家臣で下妻村寄居岩の番頭を勤め今泉村に住したものの家臣と云われる。

貞享元祿以來の江戸京都への取引の開始、即ち國內市場の開は西陣染織技術の移來を生じ桐生織物をして著しい躍進を生ぜしめたのである。その中心は整理に屬する布帳法で第二は染色の紅染法である。

他方新機織法は下妻村の名主周藤平藏の盡力に依り、又絹買の新井治兵衛に依つて前者は彌兵衛を後者は吉兵衛を介して高機が導入され桐生織物の急激な發展を促し、その製品紗綾機は江戸京都にまで及んだ。

天明段階に至ると原料絲の燃方は京都西陣式を模造した紡車を用い、辛うじて絲の燃合をしていたのであるが、この缺點を

是正して岩瀬吉兵衛が水力を利用して完全なる燃絲機械を案出した。こたが八丁車と云われ燃絲行程に一新紀元を作り出したのである。

上述の技術構成と對應する機業分化は如何なる形態をなしていたであろうか。併しながらこの分化は大體享保と天保期に分割して分析するのが正しいようである。先ず第一期は生産工程の分化は未だ起らないが商品經濟は相當に發達深化していたことは疑いない。然るに天保頃には分化の複雑なことは驚くべきものがある。

大部分の經營形態は生産行程が分化しているが、稀には堅染紡績、染色、機拵、製織という生産行程の一切を自家作業場で行う機屋もあつた。(〓吉田清助)これを要するに、桐生の機業も元文年代を調期として分化も複雑となり、家内工業より初期マニユが興つたのである。勿論天保頃まで元機屋から絲借の下機屋は起らなかつたと云えよう。

同時に桐生に於ける各業仲間の成立が、實際各分業の發生順序と符號するや否やは今後の問題だが、大體桐生に於ける染織技術の發達過程と、經濟機構の變化とに一致する傾向がある。そしてこの仲間も公認、非公認の二種類あり桐生の仲間は大體後者に屬していた。

問題の所在は前述の技術構成に對應した機業分化に對して、形態は如何なるものがあつたであろうか。一般的にはまだ農業から分離していない小農民的營業の擴大發展は一方小數の資本

家を分出し、他方では多數の賃労働或いはそれ以下の獨立のク

スターリの分出が見られると云われるが、桐生の場合前述の吉田清助を中心として何人かの主として豪農層の初期マニユ形態が分出しつつあることは明確であり、この者は自己の作業場を擴大しつつ家族労働を中心としつつ、十五人以下の賃労働者

(〓後章でより深化した形で展開)を雇用する資本家的單純協業を營んだが、他方全地方全國市場の擴大につれて窮乏化した小營業者の大部分は買占資本に從屬するに至る。その從屬の形態は五つの形態をもつが主として桐生の場合、賃機は商人が機臺と原料を等級に直接配附し、小營業者を自宅で商人のために働かせる形態をとつている。勿論下機という原料のみ配附される小營業者もこの例外でない。堀江氏はこの外獨立の小營業者の根拠とせられているが、この百姓機屋も天保以來の農民層の分解〓日本の場合寄生地主對小作人に照應して下機や賃機に轉落しており、これ等は買占資本支配下の即ち事實上の産業資本と事實上の賃金労働者の關係が形成せられていたことを示すもので、小營業段階の明確な根源をなすものに外ならない。

問題をより具體化するために桐生の買占資本をより掘り下げて見ると、文書に主として現れたのが貞享、元祿の頃からであり、大體その絹買に二種あつたことが知られている。一つは買次人であり江戸京都等大都市の間屋から絲代金と稱する商資本の前渡しを受けて注文に應じ、製品を調達しこれを間屋先に送

絹織業に於ける生産形態の發展と賃労働の形成過程

りその間口錢を収めるものである。

他方國買商人があり、生産者から買集めた製品を地方に行商して、その間一定の利潤を收得したものである。これ等絹買は大部分前代武士の子孫である所の郷土であるが、江州伊勢商人が來て特權者と縁戚になつたものである。これ等の者も生産資本家に轉化するに及んで明確な形をとるに至つた。

併しながらこれ等絹買も二つの形態に分けられるであろう。一、佐羽型—近江商人の出身で、寶永の頃桐生に來り郷土稻垣家と縁戚關係を結ぶことに依つて大商業資本として發展した。その大略は「佐羽家定」にある。

二、新居型—新居甚兵衛は、桐生絹市の立替と紗綾機移入の功勞者、新居道緩の甥であり、家代々桐生新町六丁目に住し、農業の傍機織を營み甚兵衛の代絹買商を營んだ。明和五年より東海道から三州尾濃方面を行商し、その販路を開拓した。

兩者とも他面事實上の賃労働者(下機、賃機)を支配する事實上の産業資本の役割をはたしながら、後者は前者の佐羽型商業資本と相對的に對立するに至るが、この對立の根源は後者が百姓機屋に支持され得た限りであつて、後者の豪農の間屋の初期マニユ(形態)の前進的前むぎの方向は百姓機屋の分解と共に後むぎ保守的側面が中心となつて來る。堀江氏の分析した江戸十組問屋との對抗の秘密の解明はより基本的矛盾から即ち領主〓十組問屋〓佐羽型商業資本に對して百姓機屋や賃機下機賃

労働者等が豪農の二面的性格の一面の前むきの性格を活用した大きな歴史的意義を見落してはならないと共に、藤田氏のように豪農の過大評價もあやまりであろう。

併しより重要なことはこの下からのエネルギーも百姓機屋の分解と共に豪農に大きく利用され、豪農の後むきの側面が佐羽型商業資本と連繫してしまふという事實であり、これ等が幕末植民地化の危機過程に井上氏の「明治、維新」第四章に指摘するように外國勢力と幕府の結合に對しての民族的抵抗の中心勢力が絶體主義の物質的基礎をなす豪農と商業資本の結合という形をとつた所に下からの眞の民主主義的エネルギーが發揮されなかつた根源が伏在しているのである。

明治に入ると明治絶體主義政府の保護、奨勵方針に依つて洋式機械法が導入された。その大部分は西陣に入つたが、桐生の場合は米國及歐洲から直輸入したるものも少くない。その代表的なものにはジャカード機(紋織機)、パターン(飛梭機)の導入であるが、それと同時に洋式染色術が傳來した。

これと呼應して明治十六年から同十八・十九年に至る僅々二三年の間に異常の發達を遂げたが、これは幕末から輸出織物を開始し、明治の初頭以來引續き發達を圖つたことと、明治十五年經濟界の變動に伴つて桐生内地織物の打撃的影響に依る。

以上の二つの條件の下に純然たるマニユと思われ二會社が設立されて機械制工場工業の先行形態をなした。即ちその一は明治十三年十二月設立認可の上久方村の成愛社、その二は明治

十五年四月開業式を挙げた山田村の縮緬機業會社である。

前者は機業の專業合資共同經營のマニユであつて、桐生機業經營の轉換を示したものであると共に後者は主として輸出向の縮緬から羽二重觀光縮緬を生産した。併し明治十七年五月更正策をとり、輸出に適する白縮緬と内國用絹縮緬をなし前者は會社で製織し、他は絲貸出機に依つた。この數十戸機數二百餘臺、その職工五百名と云われている。

然るに明治二十年を境にして洋式機業經營法が、即ち原動力を有し職場に於いて多數の労働者が分業に依つて織物を生産する形態が行われ桐生に於いて最も早くこの經營法を採用し工場を設立したのは明治二十年十一月創立の日本織物株式會社であり、近代大産業への先端を切つたものである。

日本織物株式會社は東京、桐生、足利の有志二十一名發起者となり、創立されたものであつてその中心は縮緬機業のように入次が中樞である。その後桐生に於いて力織機を入れたのは桐生織物學校であつて明治四十年頃には桐生織物株式會社を除いて半機械的組織(補助工程に洋式機械を用いて力織機を用いず)の飯塚工場他は全部手工的組織に依るものであつた。併し明治四十一年以後急激に増加するに至つた。

だが他方後進地方である福井、金澤、米澤等では津田式、豊田式、重田式、高柳式、大橋式を製作し盛んにこれを使用し、製作技術の機械化に進んでいるのであつた。たしかに現象的には桐生織物の生産形態は明治四十年頃まで

はマニユの形態であつて、工場工業形態と稱し難きものである。

日本資本主義の全機構的觀點からは上からの殖産興業政策の一環として工場工業段階に入つては上からの殖産興業政策の本主義化は前述のように極めて遅く、明治四十年代補助工程に洋式機械を採用するも織物工程全部を機械化するに至らなかつたことと、當時の織物業者の大部分が原料商、買總商等の買占商人に對して殆んど隷屬的地位にあつたことである。即ち買占業者は複雑化された形の工場主であるといふことに外ならない。これ等の結合にあつては直接的生産者の地位を劣悪化し絶體的剩餘價値の産出の有な根源である。後章に於いてマニユ形態の賃労働の形成と資本制家内労働の根本的特徴をより明確化するであろう。唯此處に於いては工業諸形態の繼起的發展を描き出し、この發展が絶體主義の上からの資本主義化と如何に矛盾し、併も後者に壓服せられつつ進行するかがより重要な點であり、堀江氏の見解の是正點である。

第三章 賃労働の形成と展開

桐生地方の賃労働の形成の萌芽はどのような形で現れて來たであろうか。寛保二年館林在川侯から紗綾女工として二三人連れて來たのが機織と云われている。これは小商品生産の發展に基く、紗綾織法の移入後三年後であつた。その後館林地方より年々出稼奉公(賃労働の胚種形態)が増大し、これ等は川侯女と云われ、館林地方が農民層の分解を促進する大水害が起る

絹織業に於ける生産形態の發展と賃労働の形成過程

に比例して、この出稼女工も増大するに至つた。

他方出稼型賃労働の供給形態及雇傭状態は、先ず出稼者の大部分は奉公人に口入業者の經營する奉公人宿を通して供給されたが、これ等の仲介業者は奉公人數の増大に従つて、横暴を招き來し反對されるようになった。

契約期間は一體一カ年であり、出替(交替日)は十二月七日が確定されていたために、この日は非常な混雑を來たしたと云われている。寶曆の奉公人數七〇〇人、奉公人宿七軒であつた。

前述のようにこれ等出稼女子労働者の出身は最初館林領が中心であつたが次第に桐生近在又は越後方面に擴大するようになった。たしかにこれ等供給形態は、當時の農村の農民層分解の態様のより深化された説明が必要であろう。

次に労働條件はどのような状態であつたろうか。先ず桐生地方の寛政年間の諸職人日雇の賃金は如何であるかと云うと次のようである。

- 一、諸職人手間代 金一分に附八日
- 二、日雇稼之者 但夏秋一日賃の錢錢一二四文ずつ間々は錢六二文宛、
- 三、越後者賃 女日雇夏秋一〇〇文宛 但一分付九日定 請取仕事飯料代七二文宛

機屋の賃金給金は以上のものを基底にして展開されるが統計的に示すと、

種別	一人一ヶ年給金	一人平均	總人員	標準一年級高
上織	金四兩乃至五兩	金四兩二分	二〇〇人	二百三十反
中織	金二兩二分或いは二兩二分	金三兩	二〇〇人	二百五六反
並織	金二兩二分或いは二兩二分	金二兩	一〇〇人	二百三十反
紋引	金三分或いは一兩一分	金一兩	二〇〇人	百五六十反

(註) 桐生地方史上 (P一四四)

これによつて分析すると賃金格差が著しくそれが標準一年級高の格差に對應してより特徴的である。

又文政十三年の織屋仲間改定に依ると労働時間は大體十六時間にも及び、午前六時から午後十時の長時間労働に従事した。同時に休日は年中行事に基き、月に配當し洗濯日を別に設けている。併も多忙の時には休日は休止、短縮、延期という結果に終つてゐる。

出稼女子賃労働者の擴大増加にともない、奉公人取締を引くのみでなく、契約期間中の脱落或いは給金踏倒しに對して又天明年間には公認の請宿以外の内證の小宿の口入仲入の禁止が施行された。

これ等は一面封建體制内に於ける資本主義的近代化に對して讓歩すると同時に他面幕藩體制に對する基本的矛盾である貧農とその轉化形態である出稼的賃労働を再び封建的反應に於ける農奴制に緊繫しようとするものである。

工女之部

一、甲科織場

- 一、一八十點以上 一等工女
- 一、一七十點以上 二等工女
- 一、一六十點以上 三等工女
- 一、一六十點以下 等外工女

二、乙科綜場手傳繰場

管卷小遣い

點數及等級共甲科に同じ尤も乙科の一等は甲科の末等に位することである。

又この賃金以外支拂はれる封建的な遺物の四委施、小遣等は甲乙の甲級に倣い施行された。

これ等の總括として毎月點檢調査、褒賞授與式、講義による労働教育等行つと共に、工男女の罰則を作つて嚴重に施行した。成愛社と共に桐生に作られた他のマニユ形態の會社は、縮緬機業會社であり、買占的商業が産業資本をかゝる典型として出發したが、後桐生縮緬會社と名を變え技術形態、生産機構等純然たるマニユの態様を示した。併も三轉して、桐生縮緬會資會社となり、前記青木氏と同じ系譜石崎民三郎(徳川時代土着し、農業の傍機業を経み世々名主であつたもの)である。

此處に於ける賃労働も成愛社と同じ様な形態をとつてゐるが、前者のように系統的な支配が確立されたと云い難い。

唯兩者に共通する點は近代賃労働の形態をとりながらも、賃

絹織業に於ける生産形態の發展と賃労働の形成過程

明治十年代を轉回點として成熟しつつあつたマニユ的發展は桐生にもその典型的形態を生み出しつつあつたことは、前章に詳述した點でその代表例である成愛社(明治十三年十二月設立)は青木熊太郎、保藏に依つて開始されたが、兩者は名主級の所謂舊家(幕藩體制内で)であり、機業を副業とした豪農の系譜を有し明治年代に入るとキリスト教徒として又福澤諭吉の崇拜者として知られていた。

成愛社内の工男女取扱規則を基礎にして、賃労働の内容を分析すると先ず賃金支拂形態の前提として、工男女の品行の正否と業務の勤惰を日々點數に課し、業務滿點百點と定めた。即ち打點制度の基礎を確立したわけである。

他方工男女賃與法を決定し、一から五等迄とし、年齢によつて區別したことは特徴的な事實である。次に賃金の現實的支拂には階級を次のような形をとつてゐる。

工男之部

一、甲科整方

- 一、一八十點以上 一等工男
- 一、一七十點以上 二等工男
- 一、一六十點以上 三等工男
- 一、一六十點以下 等外工男

二、乙科横方絹方

點數及び等級共甲科に同じ尤も乙科の一等は甲科の末等に倣う

金の等級の決定に於いて(現代職階賃金の萌芽)職場内の一等工男或いは一等工女職長の主觀的判斷(後述の工場工業形態で明確化される故此處では封建的主従關係とのみ指摘)による事が中心であることに依つても知られる。

次に工業に於ける資本主義の各發展段階に於いて見受けられるがマニユにとつて最も特徴的な資本制家内労働の根本的特徴が日本の場合、特に桐生に於いて如何なる形で存在していたかは非常に重要である。

桐生に於いて資本制家内労働の一環として廣汎に展開した賃機がその主要なものであるが、この普及は明らかに明治以來、寄生地主的土地所有の展開によるものに外ならない。

その數は明確には把握されていないが、桐生、足利、佐野三市の織物業區劃は群馬、栃木の兩縣より茨城、埼玉の兩縣に亘り、賃業者の數凡そ十萬に餘りがあると云われていた。

この賃業者の實態は「日本の下層社會」にも示されているが、仲介業者の介入によつてその労働状態は極端に劣悪である。その上景氣の波動により、賃金の固性的性格がなく、一人についても上下の格差が期間によつて不安定なものにもかかわらず、一家収入の七或いは八十%迄この賃機に依存し、別途収入の唯一の途は法外な時間延長(十四時間→十八時)に依存すると共に層絲の自己所有が彼等を支える主要な内容である。

それと共に賃機は多く貧農の納屋で行われるため居間と労働部屋との結合の結果非衛生的な労働状態が一般化し、女子と子

れるものは通常傳習生の名義で、年期の契約をし手當として與えられていたが普通三カ年々期金拾五圓乃至金貳拾圓、五カ年々期金貳拾圓乃至金貳拾五圓、七カ年々期金貳拾五圓乃至金四拾圓前後のようであつたが機業界の變動によつて賃金の高低も著しいものがあつた。又規定の給與以外に職務の勤勉評價に依つて賞與金を與えることが一般化されていた。

以上の事柄から小營業段階には賃労働の萌芽形態としての奉公人がマニユ段階に發展するにつれて一時傳習生(Ⅱ即ち相當の年期を入れて織物に關する技術を傳習するもの)或いは年期の形で展開したが、これ等は特殊化された労働者の等級制(Ⅱ部分労働者の人爲的區別)をもち、他面熟練労働者群は、工場制工業段階に入ると主要労働者の職工(Ⅱ既に一定の織技を修得したものと補助労働者に分割せられるに至り、前段階のように資本の元に労働が形式的に包摂せられるのと異り、資本の元に労働が實質的に從屬せられるに至つた。その中樞は工場規律制度であるが、桐生に於いてはこの典型的工場として明治三十三年機臺三十五、職工男十三人、女五十二人の服部工場の就業規則の諸形態を分析し、當時の賃労働の具體的内容を明かにしよう。先づ明治三十二年七月制定の工場規則であるが、特徴的な點は英國の純粹な形で形成せられた資本と賃労働の關連が封建遺制と密接にからみ合つて展開されていることである。それは職工及傳習人心得にきわ立つて表現せられている。即ち「凡そ職工及傳習人は工場制定の規則を守り、主人命令

は勿論番頭手代その他目上の者の指圖に従い徳義を重んじ……」等々
労働者の中心は婦人労働が八十%にも及び労働時間は朝五時から夜八時にまで及んだが休業時間はわずかに一・四時間しか過ぎなかつた。従つて一ヵ月二回以上の休みがもうけられているだけである。
第三に、以上の労働日の延長と能率増進のための不満に對しては恩給基金法(一ヶ月二錢一織工、年期一人一ヶ月金五厘の積立)をもうけて、慈惠政策をほどこすと同時に他方職工學事研究場をもうけて労働力の陶冶訓練に力を入れるに至つた。
次に職工規則の中心的事項は、「工女は毎日間尠くとも十九吋巾拾貳寸壹疋を織上くべし、若し織上げ壹疋に至らざるものは工場規則第十二條の休業を許さず」とあり、これは明かに生産割當制を強制的に行うと同時に、賃金は製絹の優劣と織尺の多少に依り毎月等級を定め、獎勵的に附與した。工女の段階は一等から四等までであつた。最も重要な事は賃労働の近代的形態をとりながらも、職工は毎月收得高の百分の三を身縮金として收め、逃亡或いは故意の退場には没收を以つてしたことである。
これは能率増進の經濟外的方法である。賞與規則と工場罰則と結びつくものであるが、前者については一名勉勵賞與と云われているが次の内容をもつ。
一等 一日平均三丈織四日に一疋を織上る者 貳拾錢
二等 一日平均二丈五尺織五日に一疋を織上る者 拾五錢

三等 一日平均二丈織六日に一疋織上る者 拾錢
等であるが後者の場合工場の利益に反した時は皆拾錢以上金五拾錢以下の過意金を、給料機賃の内から引去り見習人は年別賞賜金の内より差引き、勉勵者賞與金に充當してしまつた。

併しながら服部工場の例は典型的な例であつて、それ以外の近世マニユ的形態の工場の大部分は「職工事情第三卷」に明確なように、労働時間は朝六時から午後九時迄或いは午前五時半から午後十一時迄の長時間に及ぶものもあり、この労働時間の延長は賃金支拂形態が賞與即獎勵法(即ち一定以上織つたものは賞與が賃金の二分の一與へられ、一定以下の者は盆正月には五錢―二十錢の仕着小遣しか與へられぬため)と結びつくことによつて徹夜することがたびたびであつた。

その上古參の年期工女と幼年の年期工女との關係は主婦と下女との差程もあり、軍隊的上下關係が保持されているが、これ等を總體的に統轄している板場制度(板場と云ふのは賄方で主人の代りに凡ての工女を監督している婦人のこと)と壓力のため、工女は皆びくびくしながら仕事を過度にやるため疾病―特に眼病にかかるものが多かつた。

それのみでなくこれ等宿舎に入れられ、苛酷な労働条件下にある労働婦人の精神的頹廢は各所に表れていると共に、契約期間内に逃亡するものが續出するに至つた。

以上の労働者の諸状態は明治二十七年頃から労働爭議の兆現れるに至らせた根源であるが桐生の場合には既に幕末から起つた

絹織業に於ける生産形態の發展と賃労働の形成過程

もので、安政四年張屋仲間の議定書は、張屋職人が閏月分給料支給及公休日設定を請求した際雇主が拒絶したため遂に同盟罷業を起し訴訟に及ぼうとした事があつたが、此等の發展の工場工業段階の現象化として把握し得るであらう。

(註一) 本章に續いて幕末、維新に於ける政治形態の反作用の側面を掘り下げる豫定であつたが論文を收約した關係で割愛せざるを得なかつたのみでなく、文献をも一つ一つ指摘し得なかつたので、前者については別の形で發表し後者については總括的に掲載することにした。

(註二) 代表的な文献は本稿の中にその都度あげて置いたので示さない。その他のものは次のようなものがある。

- 著書 明治染織經濟史(服部之總、信夫成三郎)
- 日本資本主義の生成とその基礎(小林良正)
- 染織史序説(三瓶孝子)
- 桐生地方史(岡部福藏)
- 群馬地方發展史(秋間眞雄)
- 群馬縣史(縣史編纂委員會)
- 山田郡誌(郡誌編纂委員會)
- 桐生市略史(桐生市編纂委員會)
- 桐生市制十五年誌(同 右)
- 群馬縣織物業沿革調査書(群馬縣内務部)
- 近代經濟史上の問題史的系譜(人交好修)
- 明治維新(井上清)
- 桐生織物史人物傳(桐生織物史編纂會)